

和泉市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱を次のように定める。

令和4年3月15日

和泉市長 辻 宏 康

和泉市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、飼い主がいない猫による住民トラブルを無くすため、市内で飼い主がいない猫を適切に管理する活動（以下「適正な飼養を受ける機会を与える事業」という。）を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業」のさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を利用するにあたり、必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境の保持及び動物愛護の精神の普及に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫：飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- (2) 飼い主がいない猫：所有者又は飼い主が不明な猫をいう。
- (3) 地域猫：特定の飼い主がなく、地域に住み着き、その地域で適正に管理されている猫をいう。
- (4) 不妊去勢手術 獣医師が行う卵巣、子宮又は精巣を摘出する等の生殖機能を不能にする手術をいう。
- (5) 適正な飼養を受ける機会を与える事業 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一定の地域において、その地域の住民の理解を得て飼い主がいない猫を適正に管理すること。
 - イ 里親による飼養を斡旋する等、飼い主がいない猫の終生飼養を実現すること。
 - ウ 飼い主の適正な飼養の普及啓発を行うこと。
- (4) 識別処置 不妊去勢手術を終えたことが判別できるように手術時に片耳の先端にV字型の切込みを入れる処置をいう。
- (5) さくらねこ TNR：Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻

す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする。

(チケットの交付対象)

第3条 チケットの交付を受けることのできる者(以下「被交付者」という。)は、適正な飼養を受ける機会を与える事業を実施する市内に居住する世帯の代表者又は市内で活動する団体(市内に主たる事務所等の活動拠点を有し、代表者が市内に居住する団体に限る。以下「団体」という。)で、市内に生息する飼い主がいない猫に不妊去勢手術を実施しようとする者とする。

2 チケットの交付を受けようとする団体の代表者は、毎年4月末日もしくはチケット交付の申請を行う3ヶ月前の月末までにさくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)交付事業実施団体届出書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の定款又は規約等
- (2) 団体の役員名簿
- (3) さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)交付事業計画書(様式第6号)
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 助成金の交付を受けようとする世帯の代表者は、助成金の交付を受けようとする団体の代表者又は役員以外の者でなければならない。

(交付対象外)

第4条 次の各号に掲げる猫についてチケットを利用しようとする者は、交付の対象外とする。

- (1) 里親に出す前提の飼い主がいない猫
- (2) 飼い猫にする予定の飼い主がいない猫
- (3) 以前飼い主がいなかった猫であり、現在は飼い主がいる猫
- (4) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主がいない猫

2 被交付者が次のいずれかに該当するとき。

- (1) 被交付者は、和泉市暴力団排除条例(平成24年和泉市条例第1号)第2条第2号又は第4号の規定に該当する者。

(申請)

第5条 チケットを利用しようとする者は、さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当と認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し及びチケットの返還)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消し及びチケット返還通知書(様式第3号)により通知し、チケットの交付決定の全部若しくは一部を取消し、すでに交付したチケットの全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

- (1) チケットの利用方法が著しく不相当と認められるとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

(利用報告等)

第8条 申請者は、不妊去勢手術終了後速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 不妊去勢手術を受けた飼い主がいない猫の全体像が判別できる写真
- (2) 不妊去勢手術を受けた飼い主がいない猫の識別処置部分が判別できる写真
- (3) 活動内容(給餌、トイレの清掃等々)がわかる写真
- (4) 利用しなかったチケット
- (5) その他市長が必要と認める書類

(免責)

第9条 市長は、飼い主がいない猫に対する不妊去勢手術に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年5月17日から施行する。